

第  
4842  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 10月 28日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 所有権移転外ファイナンスリース取引

**Q**：所有権移転外ファイナンスリースは、契約日によって消費税の適用税率が違うようですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

ファイナンスリース取引とは、①原則として中途解約が禁止されており、②解約する場合には残りのリース料の全額を支払うような内容になっているものです。ファイナンスリース取引には、リース契約終了後にリース物件の所有権がユーザーに移転する「所有権移転ファイナンスリース」と所有権が移転しない「所有権移転外ファイナンスリース」とがあります。

所有権移転外ファイナンスリース取引は、契約日によって消費税の適用税率が違うことになっています。

#### ①平成20年3月31日以前契約分

税務上は賃貸借として取り扱われますので、一定の要件を満たしておれば、旧税率5%が適用されます。

#### ②平成20年4月1日以後契約分

税務上は売買があったものとして取り扱われますので、リース取引の目的になる資産の引渡しの時に譲渡があったこととなります。したがって、この場合には、リース資産の引渡し時点の税率を適用することになります。

